

判決年月日	平成19年12月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成19年(行ケ)10141号		
○ 発明の名称を「車両の乗員保護装置」とする特許出願についての拒絶不服審判において、原告（出願人）が審判請求と同時にした手続補正（本件補正）につき、補正発明が、引用発明に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件補正は、独立特許要件を満たさないとして、本件補正を却下した審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項，17条の2第5項（平成18年法律第55号による改正前のもの），126条5項

上記発明に係る特許出願に対し拒絶査定がされたため，原告（出願人）は，不服の審判請求をし，同時に特許請求の範囲及び発明の詳細な説明の各記載を対象とする手続補正（本件補正）をしたところ，審決は，本件補正後の請求項1記載の発明（本件補正発明）が，引用発明に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，本件補正は独立特許要件を満たさないとして，本件補正を却下し，本件補正前の請求項1に記載された発明を対象として，当業者が容易に発明をすることができたものであると判断し，審判請求不成立の審決をした。そこで，原告は本件審決取消訴訟を提起し，審決が独立特許要件を満たさないとして本件補正を却下した判断は誤りであり，審決は，発明の要旨の認定を誤ったものであると主張した。

本件補正発明の要旨は，「車両の車体要素（1）の10kHz以上のバルク波のトランスバーサル方向の振れ（KS）を検出するセンサ（3）と検出されたバルク波のトランスバーサル方向の振れ（KS）に依存して車両の乗員保護手段を制御する評価回路（5）とを有することを特徴とする車両の乗員保護装置。」というものであり，要するに，車両が衝突をしたときに発生するバルク波（超音波）のうちのトランスバーサル方向の振れ（横波）をセンサで検出して，これにより乗員保護手段（エアバッグ）の作動を制御する乗員保護装置の発明である。しかるところ，審決は，独立特許要件（容易想到性）の判断に当たり，引用文献記載の乗員保護装置の発明（引用発明）と本件補正発明とが「バルク波のトランスバーサル方向の振れを検出するセンサ・・・を有する」点で一致すると認定したが，引用文献には，引用発明のセンサがバルク波のトランスバーサル方向の振れ（超音波のうちの横波）を検出することは開示されておらず（そもそも，引用文献は，超音波に横波と縦波とがあることに触れていない。），審決の上記一致点の認定は，引用文献の「本発明者は，・・・衝突の際に超音波が出現することを突き止めた。すなわち本発明者は，この超音波が，正面衝突と偏角衝突とで，周波数成分の違いはあっても必ず出現するものであること・・・に着目し，エアバック装置の確実な動作を得ることのできる本装置に関する発明を

するに至ったものである。」との記載に基づき、「引用文献記載の超音波は『正面衝突と偏角衝突とで、周波数成分の違いはあっても必ず出現するもので』あり、これを位置固定の超音波センサ２で検出するのであるから、検出される超音波は、少なくとも、衝突の発生した方向に依存せずに検出される横波成分を含んでいるものと解される」ことを根拠とするものであった。

本判決は、審決の上記一致点の認定につき、以下のとおり、誤りであると判断して、審決を取り消した。

「それ自体としては、超音波センサ２によって検出する超音波が、縦波であるか、横波であるか、あるいはその双方を含むものであるかについての開示がない引用発明につき、審決が、本願補正発明との上記一致点の認定に及んだのは、圧電セラミックスを用いて成る振動センサが横波成分を検出することが必然であるという判断と、『横波』を検出することのみならず、『横波成分』を検出すること、すなわち、例えば横波と縦波が重なった振動波（超音波）を振動センサで検出し、この検出された超音波を電気信号として取り出して処理することにより、横波成分を分離し得るといような場合であっても、なお、本願補正発明の『（センサが）トランスバーサル方向の振れを検出する』ことに相当するという判断を、その前提とするものであるということが出来る。」、「しかるところ・・・圧電セラミックスを用いて成る振動センサであるからといって、必然的又は不可避免的に横波（成分）を検出するものということができないことは明らかである。」、「さらに、・・・固体物質中を伝搬する超音波を検出するためのセンサが、横波を選択的に検出するものであるか、縦波を選択的に検出するものであるか、横波と縦波とが重なった振動波をそのまま検出するものであるかは、当該センサを含む装置の構成、使用目的や使用方法等に基づいて選択決定される技術事項であることが示唆されているものというべきであり、超音波を検出するセンサであるからといって、それらの各センサの構成が同一であるということとはできない。そうであれば、横波と縦波が重なった振動波（超音波）を振動センサで検出し、この検出された超音波を電気信号として取り出して処理することにより、横波成分を分離し得るといような場合は、もはや本願補正発明の『（センサが）トランスバーサル方向の振れを検出する』ことに相当するということとはできないというべきである。」、「したがって、本願補正発明と引用発明とが、『車両の車体要素のバルク波のトランスバーサル方向の振れを検出するセンサ・・・を有する』点で一致するとした審決の認定は、その前提を欠き、誤りであるといわざるを得ない。」